

「国外に居住する児童」を対象に児童手当を受給している方へ

国外に居住する児童については、児童手当法等で規定する『留学』に該当する場合を除き、手当の支給対象ではありません。令和3年6月分以降の児童手当を受給するためには、引き続き『留学』の要件を満たしていることが必要です。

そのため、「国外に居住する児童」を対象に児童手当を受給している方は「現況届」のほか、以下の全ての書類の提出が必要です。

| 必要書類 | 注 意 点 等 |
|---------------------------------|---|
| 児童手当に係る 海外留学に関する申立書 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童一人につき、申立書が1枚必要です。 ※留学している児童が複数いる場合は、お手数ですが必要枚数をコピーしてお使いください。 |
| 留学先の教育機関による 在学証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・「教育を受けるための留学」に限ります。 ・令和3年6月1日現在の状況がわかるものに限ります。 |
| 上記書類の 「日本語による翻訳書(原本)」 の添付 | <ul style="list-style-type: none"> ・証明書等が外国語で記載されている場合は、日本語による翻訳書を添付してください。 ・翻訳書は、次の条件を満たすことが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <1> 翻訳者が「国内に居住する第三者（親族以外）」であること。 <2> 翻訳者の「署名、押印及び連絡先」が記載されていること。 |

※児童手当法等に規定する『留学』とは、以下すべてに該当する場合をいいます。

- 1 日本国内に住所を有しなくなった前日までに日本国内に継続して3年を超えて住所を有していること、または過去6年間に延べ3年を超える期間、国内に住所を有していること。
- 2 教育を受けることを目的として外国に居住しており、父、母及び未成年後見人のいずれとも同居していないこと。
- 3 日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内のものであること。

＜お問い合わせは＞

| | |
|---|--|
| 横浜市子ども青少年局 子ども家庭課手当給付係 児童手当専用ダイヤル | 電 話：045-641-8411 [受付時間：月～金(休日を除く) 9:00～17:00] F A X：045-641-8412 |
|---|--|